

社会福祉法人尾花沢市社会福祉協議会

役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員、評議員、委員及び相談員（以下「役員等」という。）に対して支給する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員等が理事会、評議員会、監査、委員会及び相談所に出席したときは、費用弁償として日当2,000円並びに役員等の自宅より本会事務所までの距離が2キロメートルを越える者に対しては出張旅費支給規程に定める車賃を支給する。

(補 足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成3年3月28日から施行する。

この規程は、平成6年4月 1日から施行する。

この規程は、令和3年4月 1日から施行する。